

長崎市在宅支援リハビリセンター推進事業実施要綱を次のように定める。

平成 29 年 6 月 28 日

長崎市長 田上 富久



長崎市在宅支援リハビリセンター推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、モデル事業として在宅支援リハビリセンター推進事業(以下「推進事業」という。)を平成31年度まで時限的に実施することにより、リハビリ専門職が関係職種と連携する地域リハビリテーションの基盤づくりを図り、及び地域の関係職種が自主的に地域リハビリテーションを展開することを推進し、もって地域における高齢者の心身機能の低下を予防し、及び自立支援と社会参加を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リハビリ専門職 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第2条第3項の規定による理学療法士若しくは同条第4項の規定による作業療法士又は言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第2条の規定による言語聴覚士をいう。
- (2) リハビリテーション 身体の機能回復訓練に加え、高齢者の心身機能の状態に応じて、日常生活での活動能力を高めることをいう。
- (3) 地域リハビリテーション リハビリテーションを保健・医療・福祉・介護の関係職種及び地域住民を含め、在宅生活に関わるあらゆる人々や関係機関が協力し合って行うことをいう。

(実施主体)

第3条 推進事業の実施主体は、長崎市(以下「市」という。)とする。

(実施方法)

第4条 市は、推進事業を実施する医療機関等を選定し、当該医療機関等に委託して行うものとする。

2 前項の規定により委託を受けた医療機関等は、在宅支援リハビリセンター(以下「センター」という。)と称して事業を行うものとする。

3 センターを選定する区域の名称及びセンターの担当する区域(以下「担当区域」という。)は、別表のとおりとする。

(センターの役割)

第5条 センターは、地域の関係職種が自主的に地域リハビリテーションを展開するため、地域に積極的に関与し、リハビリ専門職と関係職種が連携する地域リハビリテーションの基盤づくりを図るものとする。

(事業内容)

第6条 センターは、担当区域において、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) かかりつけ医との連携づくりに関する業務
- (2) センター外部のリハビリ専門職との支援体制の構築に関する業務
- (3) 介護従事者等のリハビリテーションに係る知識及び技術の向上に資する業務
- (4) 介護従事者等のリハビリテーションに係る相談への対応及び同行訪問に関する業務
- (5) 高齢者の自主的な活動への参加の促進に関する業務

(責務)

第7条 センターは、市及び関係機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に実施されるように努めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 32 年3月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区域の名称	担当区域
片淵・長崎・桜馬場・大浦地区	<p>下西山町、西山本町、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、片淵1丁目、片淵2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、夫婦川町、木場町、大黒町、尾上町、八千代町、御船蔵町、浜平1丁目、浜平2丁目、西坂町、中町、筑後町、出来大工町、馬町、炉粕町、勝山町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、上町、玉園町、八百屋町、立山1丁目、立山2丁目、立山3丁目、立山4丁目、立山5丁目、上西山町、風頭町、寺町、八幡町、麴屋町、諏訪町、魚の町、栄町、古川町、賑町、万屋町、築町、浜町、銅座町、鍛冶屋町、油屋町、出島町、江戸町、本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平2丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、中川1丁目、中川2丁目、新中川町、桜馬場1丁目、桜馬場2丁目、伊勢町、伊良林1丁目、伊良林2丁目、伊良林3丁目、新大工町、鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目、銀屋町、東古川町、船大工町、本石灰町、丸山町、寄合町、西小島1丁目、西小島2丁目、館内町、十人町、籠町、新地町、梅香崎町、中小島1丁目、中小島2丁目、稲田町、中新町、高丘1丁目、高丘2丁目、南町、南が丘町、八景町、星取1丁目、星取2丁目、常盤町、大浦町、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、椎の木町、相生町、川上町、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、上田町、松が枝町、南山手町、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町</p>
小江原・式見・淵・西部地区	<p>柿泊町、手熊町、上浦町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、城山台2丁目、園田町、向町、式見町、四杖町、相川町、見崎町、牧野町、水の浦町、大谷町、鮑の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、旭町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、丸尾町、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、春木町、竹の久保町、梁川町、淵町、稲佐町、光町、曙町、弁天町、宝栄町、岩見町、松山町、富士見町、城栄町、城山町</p>
小島・茂木・戸町・小ヶ倉地区	<p>高平町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、弥生町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、白木町、八つ尾町、彦見町、三景台町、早坂町、田手原町、田上1丁目、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、大崎町、千々町、北浦町、茂木町、宮摺町、太田尾町、飯香浦町、園分町、小菅町、戸町1丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町1丁目、上戸町2丁目、上戸町3丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町2丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、上戸町、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、大山町、ダイヤランド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目</p>

江平・山里・西浦 上・三川地区	茂里町、岩川町、川口町、浜口町、坂本1丁目、坂本2丁目、坂本3丁目、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、宝町、幸町、天神町、銭座町、上銭座町、緑町、目覚町、石神町、辻町、小峰町、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、本尾町、平野町、平和町、岡町、橋口町、上野町、扇町、本原町、大橋町、家野町、文教町、千歳町、若葉町、中園町、住吉町、住吉台町、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、花丘町、昭和1丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、大手1丁目、大手2丁目、大手3丁目、川平町、三ツ山町、畦別当町、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、けやき台町、西山台1丁目、西山台2丁目、三川町
滑石・横尾・緑が 丘・岩屋地区	大園町、大宮町、滑石1丁目、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、滑石5丁目、滑石6丁目、北栄町、北陽町、横尾1丁目、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、青山町、若草町、金堀町、城山台1丁目、花園町、立岩町、清水町、錦1丁目、錦2丁目、錦3丁目、音無町、西町、白鳥町、緑が丘町、江里町、三芳町、油木町、赤迫1丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、葉山1丁目、葉山2丁目、虹が丘町、エミネント葉山町
東長崎・日見・橘 地区	田中町、矢上町、現川町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、東町、鶴の尾町、松原町、古賀町、つつじが丘1丁目、つつじが丘2丁目、つつじが丘3丁目、つつじが丘4丁目、つつじが丘5丁目、中里町、船石町、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、潮見町、上戸石町、川内町、戸石町、牧島町、かき道1丁目、かき道2丁目、かき道3丁目、かき道4丁目、かき道5丁目、かき道6丁目
土井首・深堀・香 焼・南部地区	磯道町、古道町、鹿尾町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、香焼町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、蚊焼町、布巻町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、晴海台町、川原町、宮崎町、野母崎樺島町、以下宿町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
琴海・三重・外海 地区	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町、松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、多以良町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町